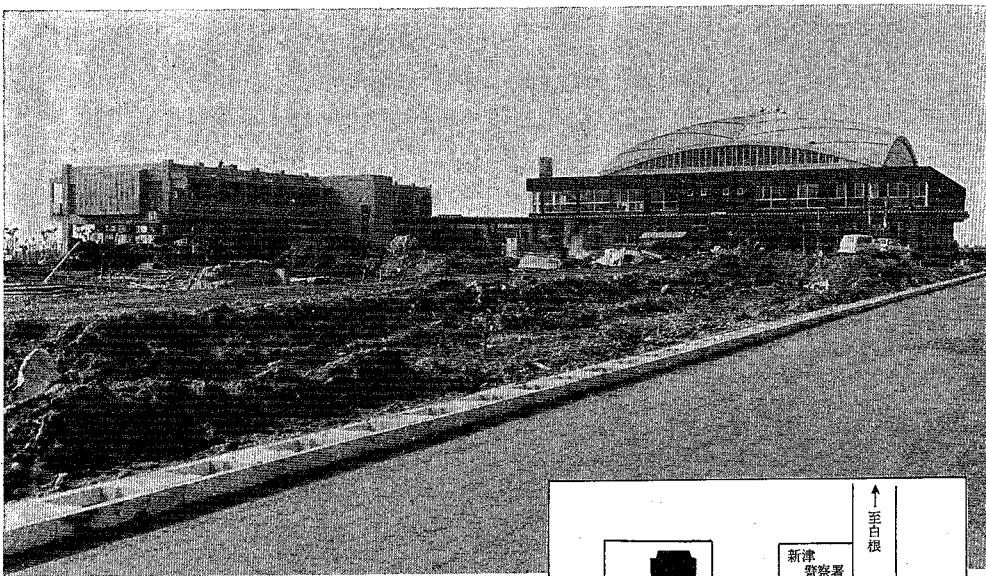


快適なみんなの施設に… 市民会館が完成 —広く活用待つ大ホール棟と会議棟—



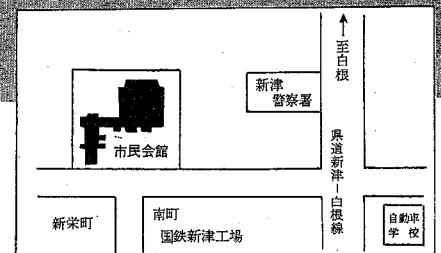
昨年11月の起工式から数え11か月あまり、待ちに待った市民会館がこのほどでき上りました。

市民会館は、右の図の場所に(新栄町の西向い側)延べ4,862.37平方メートル(1,471坪)の面積で、鉄筋2階建てのスマートな「大ホール棟」と「会議棟」がつくられました。

この施設は市民みんなのいこいの場、福祉、教育の総合センターの場として、利用しやすく、そして親しまれることを重点に考えられ、つくられました。とくに、いろいろな室内競技に、レクリエーションに、または、大小の集会・催しなどに十分活用できるよう、施設内の採光や間取りのほか、音響効果にも注意を払って工夫がこらされました。

大ホール棟の床面は、室内競技に適した新しい材料が使われ、大ホール棟と会議棟は、二つの廊下で結ばれました。

会館広場には、広い駐車場、メイン



利用しやすく
親しめる
会館に

ストリートなどができる、いま緑地帯なども最後の整備を急いでいます。

市民会館は、工事費そのほかで3億2,000万円近くのお金を使って誕生しましたが、大ホール棟にさしつかれたモダンなドーム状の屋根は、市民会館のシンボルとして、新しい施設をいっぱいにかかえ、市民のみなさんこう呼びかけています。

「市民のみなさん! 私を大いに利用してください。私は、みなさんのお役に立つために生まれてきたのですから。気軽に、いつでも……」——と。

(写真是近く会館広場の整備を終わり15日の竣工式を待つ市民会館大ホール棟と会議棟)

快適なみんなの施設に… 市民会館が完成 —広く活用待つ大ホール棟と会議棟—

現在では、十八歳未満の三歳以上の児童のうち、その三人の児童が十歳未満でなければ受給できないことになりますが、来年の四月からは、この十歳未満の児童から「義務教育を終了する年」までに広げられるものです。

この児童手当は、次の条件に該当するかたは、すべて受給できることになっています。所得制限などで受給することができなかつたかたなどは、もう一度確かめて、手続きを早めに進めておきましょう。

来年四月からの受給条件

- ：日本国民であること
- ：十八歳以下の児童を三人以上保護しており、三人目の児童が義務教育終了前である
- ：一定の所得以下である

市民待望の市民会館がようやく完成した。すぐの四十五

年の暮れ土地所有者ご理解

3年目に会館竣工の運びとな

ったわけであるが、この間評して、「地獄の一足飛び」なりの日々を経過した。

たしか、この稿で当時会館建設の構想にあつて、諸会議を含め多彩な催しものを可能にする施設として、また「文化

果つるところ」などの異名

返上ということで、文化的な

行事のできる会館建設を多く

なりに建設した立場では手放

してしまったことになら

うが、建設を担当した各企業

側にとっては手痛い打撃であ

り、その間の心情も容易に察

せられる。しかしこうした情

勢の中でも資金不足に困

感しながらも誠心誠意工事の

進捗に意を用いた各建設

担当者に、心から深く感謝申

し上げたい。

いずれにしても予定どおり

完成し、別稿のとおり十五日

に竣工式、十八日には市民参

加によるこけら落として

各種体育行事を計画すること

ができ喜んでいる。

会館大ホールは、多目的利

用を考え、舞台装置、音響効

果、照明装置等も可能な限り

配慮し、また会議棟について

も、利用される市民のみなさ

ーの立場で諸会議に必要な施

設設備に意を用いたつもりで

いる。こうしたせつかくの施

設を今後とも市民のみなさん

から有効に利用していただき

ため、積極的に、計画的に備

品等の整備充実をはかってい

く考えている。

ぜひ一度、会館へお出かけ

になってみてください。

事故0は確実な

技術から…

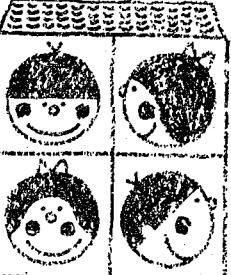


新津自動車学校
山谷町2 TEL(2)1192

児童手当金
対象範囲
がるる
来年の4月から

来年の四月から「児童手当金」を受けることができる人の「対象児童」の範囲が広がります。

なお、所得制限を超えたため、今年受給できなかつたかたでも、所得が少なくなつたて



児童手当の支払い
上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降の児童一人につき月額三千円です。またその支払いは、年三回にわけて支払われます。(六・十・二月)

い合わせてみてください。

くは、社会福祉事務所あて問

いを受けられます。(くわ)

くは、社会福祉事務所あて問

い合わせてみてください。

秋のうだうだ山まき

さかりせば

秋のうだうだ山まき

さかりせば